

2020年10月19日
株式会社 新出光
電力事業部 電力事業課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金特別措置の拡大について

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、事前に申請いただきましたお客様へ電気料金等に対する支払期日の延長を実施しております。

未だ新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることを考慮し、特別措置の内容を見直すことといたしましたのでお知らせいたします。

【弊社と電気契約をいただいているお客様】

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で以下の貸付もしくは給付を受け、一時的に料金のお支払いが困難となったお客様

- ・各県社会福祉協議会「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付
- ・中小企業庁「持続化給付金」の受給

2. 特別措置の内容

2020年10月分及び2020年11月分の料金の支払期日を以下の通り延長します。

2020年10月分料金	: 1か月間延長
2020年11月分料金	: 1か月間延長

3. 特別措置のお申込み方法

別添の申請書及び必要書類をご準備の上、以下住所までご送付ください。

必要書類：①適用申請書（別添）②資金借入申込書、資金借用書、持続化給付金給付通知書いずれかのコピー

送付先：〒812-0036 福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号 株式会社新出光 電力事業部 電力事業課宛

※「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付もしくは「持続化給付金」の受給を受けるお客様に限ります。

※適用期限につきましては、原則としてご利用月末日までに到着したものを対象といたします。

適用期限を過ぎる場合は下記イデックスでんきコールセンターまでご相談ください。

※特別措置につきましては、ご申告いただきました電気ご利用月への適用となります。ご申告のご利用月以外への適用をご希望の場合、下記イデックスでんきコールセンターまでご相談ください。

4. お支払方法

別途当社の指定する手段にてお支払いいただきます。

【別添資料】

- ・適用申請書.pdf

当件に関するお問い合わせ先：イデックスでんきコールセンター 0120-68-0313